

「写真測量とリモートセンシング」投稿要領

- すべての投稿原稿では、第一著者は学会員でなければならない。(ただし、本学会が執筆依頼した原稿についてはこの限りではない。)
- 「原著論文」は、著者が行った未発表の研究の報告であり、独創性、有用性のあるものとする。なお、研究速報を完成させて原著論文とする場合、その新規性、独創性は保たれるものとする。「技術報告」は、著者が行った実務・調査などの報告であり、有用性のあるものとする。「研究速報」は、著者が行った未発表の研究の報告であり、速報性を有するものとする。「解説」は、有用な情報を伝達したり、新しい知識を啓発する説明を内容とする。「情報ルーム」は、技術的に有用な情報の簡単な通知を内容とする。「カメラアイ」は、新規性、話題性のある、読者に興味を持たせる画像とその簡単な説明とする。
- 原稿のページ数(図、表および写真を含み刷り上がり)および掲載料は以下のとおりである。また、原著論文、技術報告、および研究速報については、投稿した原稿の共著者が非会員の場合、1名につき5,000円の掲載料が別途必要である。

内容区分	ページ数 (1ページ：約1600字)	掲載料	超過料 (1ページにつき)
原著論文	8ページ以内	20,000円	20,000円
技術報告	6ページ以内	無料	20,000円
研究速報	4ページ以内 (最大6ページまで)	無料	20,000円
解説	6ページ以内	無料	20,000円
情報ルーム	2ページ以内	無料	20,000円
カメラアイ	2ページ以内	無料	超過不可

「写真測量とリモートセンシング」別刷り代価格
(消費税別・単位：円)

部数 頁数	20	30	50	100	150
2	3,000	3,600	5,000	5,000	7,500
3	3,000	3,600	5,000	5,000	7,500
4	3,000	3,600	5,000	5,000	7,500
5	3,200	4,200	5,000	5,000	7,500
6	3,200	4,200	5,000	8,000	7,500
7	3,200	4,200	5,000	8,000	9,000
8	3,200	4,200	5,000	8,000	9,000
9	3,200	4,200	5,000	8,000	9,000
10	3,200	4,200	5,000	8,000	9,000
11	3,400	4,500	6,000	8,000	9,000
12	3,600	4,500	6,000	9,000	12,000
13	3,600	4,500	6,000	9,000	12,000
14	3,800	4,800	6,000	10,000	12,000
15	3,800	4,800	6,500	10,000	12,000

カラー頁も別刷代は同じ

- カラーページの印刷に係わる費用は著者が負担するものとし、その費用は以下の通りとする。
 - カラー印刷1ページ当たり60,000円
 - 同一原稿でカラー印刷が2ページ以上になる場合には、2ページ以降については1ページ当たり40,000円
- 投稿原稿はA4版用紙に出力したものを、原著論文の場合は4部、技術報告、解説および研究速報の場合は3部を提出する。これら以外は1部のみ提出することとする。原稿には必ず

ページ番号を付ける。

6. 原稿の執筆は別に定める執筆要領に従うこととする。
7. 投稿時には、原稿送付状・誓約書 (Microsoft Word ファイル) を学会ホームページ<<http://www.jsprs.jp>>よりダウンロードし、必要事項を記載した上で、電子ファイルにて事務局へ配信し、および A 4 版用紙に印刷したものを、原稿と共に提出する。
8. 原稿の提出先 (学会事務局) は以下の通りである。
〒113-0001 東京都文京区白山1-33-18白山 NT ビル 3 F
一般社団法人日本写真測量学会
Tel : 03-5840-6606 Fax : 03-5840-6616
E-mail : office-jsprs@jsprs.jp
9. 学会事務局は原稿到着後10日以内に原稿受付書を発行する。原稿提出後14日以上経過しても原稿受付書が届かない場合は、学会事務局に問い合わせること。
10. すべての提出原稿は、編集委員会の審議を経て「写真測量とリモートセンシング」に掲載される。原著論文、技術報告、研究速報、解説に関しては、編集委員会が依頼した査読者による査読、必要な場合は著者による改訂と再提出、および編集委員会の再審議を行う。なお、受理した論文等の掲載号は、編集委員会が決定する。
11. 掲載が決定した場合、著者は原稿を CD-R に格納し、紙原稿 (2 部) 共に学会事務局に提出する。
12. 掲載された著作物の著者は、著作権を所有する。ただし、当該著作権の行使は、本学会に委任されるものとする。
13. 別刷を必要とする場合、著者はその部数を送付状の規定の欄に記入しなければならない。なお、別刷は有料とする。

(平成15年 9 月10日 改定)

(平成17年11月18日 一部改定)

(平成21年 3 月11日 改定)